

○都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例施行規則（平成14年小田原市規則第43号）（抄）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(条例第3条及び第6条の規則で定める土地の区域)</p> <p><b>第3条</b> 条例第3条各号列記以外の部分及び第6条の規則で定める土地の区域は、次に掲げる土地の区域とする。</p> <p>(1) <u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の災害危険区域（当該土地の区域について小田原市建築基準条例（平成15年小田原市条例第30号）第4条ただし書の規定の適用を受けることができる場合を除く。）</u></p> <p>(2) <u>地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域</u></p> <p>(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域（当該土地の区域について小田原市建築基準条例第4条ただし書の規定の適用を受けることができる場合を除く。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域</u></p> <p>(7) <u>水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域のうち、浸水した場合に想定される水深が3.0メートル以上の区域</u></p> <p>(8) (略)</p>	<p>(条例第3条及び第6条の規則で定める土地の区域)</p> <p><b>第3条</b> 条例第3条各号列記以外の部分及び第6条の規則で定める土地の区域は、次に掲げる土地の区域とする。</p> <p>(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域（当該土地の区域について小田原市建築基準条例（平成15年小田原市条例第30号）第4条ただし書の規定の適用を受けることができる場合を除く。）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(4) (略)</p>

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)